

建築確認申請等の電子申請について

令和7年 10 月 1 日より、富山県内(富山市、高岡市を除く)において、一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)が提供している「ICBA 電子申請受付システム」を使用した、建築基準法に基づく「建築確認申請等」の電子申請の受付を開始します。

1. 電子申請対象の手続き

富山県所管の地域(富山市、高岡市以外)のうち、下記の手続きは、電子申請が可能となります。また、引き続き書面による申請(紙申請)も可能です。

〈電子申請対象の手続き〉

対象の申請	対象の建築物等
・確認申請(計画変更を含む) ・計画通知(計画変更を含む) ・中間検査申請 ・完了検査申請(工事完了届を含む) ・各種届出	・建築物: 法第6条第1項第3号に該当する建築物 ・昇降機: すべての昇降機 ・工作物: 法第 88 条第 2 項を除く工作物

※ 計画変更、中間検査、完了検査及び各種届出で電子申請受付可能なのは、当初確認申請を電子申請したものに限りです。

2. 電子申請の申請先

電子申請にあたっては、建築等予定地を所管する県土木センターを申請先とする必要があります。申請先に誤りがある場合、受付ができませんのでご注意ください。

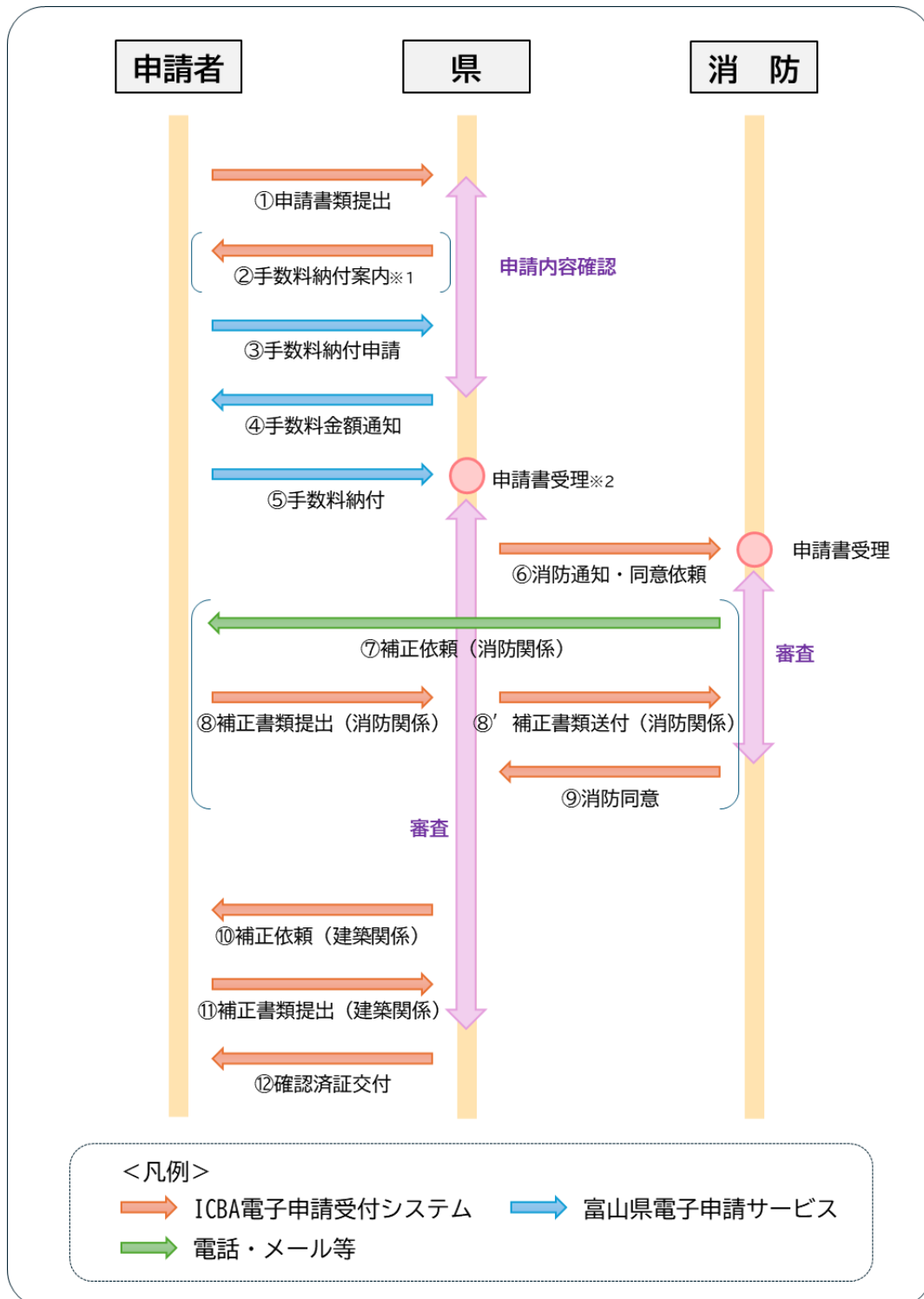
〈電子申請の申請先〉

申請先	建築等予定地
新川土木センター	魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡入善町、下新川郡朝日町
富山土木センター	中新川郡上市町、中新川郡立山町、中新川郡舟橋村
高岡土木センター	射水市、氷見市、小矢部市
砺波土木センター	砺波市、南砺市

※富山市と高岡市は富山県の所管地域には含まれません。

3. 電子申請の流れ

電子申請の流れは、下記のとおりです。



※1 ②手数料納付案内は、「ICBA 電子申請受付システム」による①申請書類提出後に、「富山県電子申請サービス」による③手数料納付申請が行われていない場合に行います。

※2 電子申請における確認申請等の受理日（審査開始日）は、手数料の納付完了後に県で納付が確認できる最短の日となります。納付依頼が届いたら、速やかに支払いの手続きをお願いします。

4. 電子申請の方法(ICBA 電子申請受付システム)

電子申請においては、「ICBA 電子申請受付システム」を使用します。下記 URL より電子申請受付システムの利用者登録を行い、申請を行ってください。

- ・ログイン画面/ICBA 電子申請受付システム(外部リンク)

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

また、操作説明については、下記 URL に掲載されている電子申請受付システム操作説明書(申請者向け)をご確認ください。

- ・ICBA 電子申請受付システムによる申請窓口/ ICBA 電子申請受付システム(外部リンク)

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

システムの操作に関するお問い合わせについては、一般財団法人建築行政情報センターに直接ご連絡をお願いします。

5. 電子申請における手数料の納付方法(富山県電子申請サービス)

電子申請における手数料の納付は、「富山県電子申請サービス」を使用したオンライン納付※のみとなります。「ICBA 電子申請受付システム」での申請書類提出後に、下記 URL より「手数料オンライン納付申請」を行ってください。申請内容を確認後、手数料額の通知及び納付依頼を行いますので、支払いの手続きを行ってください。

- ・建築確認申請等申請手数料のオンライン納付申請フォーム(紙申請・電子申請共通)/富山県電子申請サービス(外部リンク)

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1507E0&shinseiEdaban=01>

手数料の納付方法については、下記 URL をご確認ください。

- ・建築基準法、建築物省エネ法等における諸手続きの申請手数料の納付方法について/県 HP(外部リンク)

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/r7tesuryoannai.html>

- ・確認申請等の手数料について/県 HP(外部リンク)

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00016059/index.html>

※オンライン納付について

オンライン納付の支払方法は、下記のとおりです。

- ・クレジットカード

ご利用可能なクレジットカード: VISA、Mastercard®、JCB、American Express

- ・Pay-easy

- ・PayPay

インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用して支払いができます。

ご利用可能な金融機関にインターネット・モバイルバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。

6. 電子申請におけるその他の注意点

6-1. 確認申請等の受理日について

電子申請における確認申請等の受理日（審査開始日）は、手数料の納付完了後に県で納付が確認できる最短の日となります。納付依頼が届いたら、速やかに支払いの手続きをお願いします。

- ・開庁日の午後 5 時 15 分までに手数料を納付した場合：手数料納付日
- ・開庁日の午後 5 時 15 分以降又は閉庁日（土曜、日曜及び休日等）に納付した場合：手数料納付日の翌開庁日

6-2. 確認済証等の交付について

確認済証等の交付は、「電子交付」または「紙交付」となります。申請時にご申告ください。

①電子交付の場合

審査完了後、システム上にアップロードする確認済証データをダウンロードしていただきます。

※電子交付の場合は、確認済証の公印は省略します。

②紙交付による場合

原則、土木センター窓口による交付とします。郵送を希望する場合は、送付先を記載した返信用封筒を土木センターに提出してください。（郵送にかかる費用は申請者負担となります。）

なお、普通郵便による確認済証等の不着や遅延について、土木センターでは責任を負いかねますので、予めご了承ください。

6-3. 尿尿(しにょう)浄化槽調書等の取扱いについて

浄化槽を設置する場合、下記の書類のスキャンデータをシステムにアップロードしてください。

- ・尿尿浄化槽調書
- ・誓約書
- ・浄化槽法定検査依頼書 ※検査手数料受領証を貼付けたもの
- ・添付図書 ※詳細は「[建築確認申請書に添付する尿尿浄化槽調書等について](#)」を参照してください。

6-4. 副本の返却について

電子申請の場合は、紙による副本の返却はありません。書面による返却を希望される場合は、従来どおり、窓口での書面による申請をお願いいたします。

6-5. 連絡方法について

質疑応答など申請者と行政庁の連絡は、原則、電子申請受付システム上で行います。なお、必要に応じて、電話連絡する場合がございますので、予めご了承ください。